

後期高齢者医療 対象の皆さんへ

1 後期高齢者医療保険料額 決定通知書を郵送します

● 普通徴収の人 (保険料が年金から差し引かれない人)

7月中旬に保険料額決定通知書を封筒で郵送します。納付書が同封されていた場合は、納期限までに納めてください。



● 特別徴収の人 (保険料が年金から差し引かれる人)

7月下旬に特別徴収額の決定通知書をはがきで郵送します。

● 保険料率と限度額

保険料率と限度額は次の表のとおりです。ただし、令和6年度に限り、激変緩和措置により、保険料限度額の上限は、3月31日以前に資格取得した被保険者・障害認定により資格取得した被保険者については73万円となります。同様に、所得割率は、前年中の総所得金額などから基礎控除額を引いた額が58万円以下の場合、9.36パーセントになります。

所得割率	10.07%
均等割額	49,100 円
限度額 (最高額)	800,000 円

● 納付は便利な口座振替を

口座振替は、納め忘れの心配や、納期ごとに納めに行く必要がなくなるなど、便利で確実な納付方法です。

希望する人は、預金通帳、届け出印、納入通知書を持って、金融機関で手続きをしてください。

特別徴収から口座振替に変更する場合は、金融機関で手続きを済ませてから、「口座振替依頼書」の本人控えを持って、医療保険課保険税係（市役所1階）または新里・黒保根支所市民生活課にお越しください。
問い合わせ＝医療保険課保険税係（☎44 - 8266）

2 後期高齢者医療被保険者証を 7月中旬に郵送します



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
被保険者 住所	見本
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	群馬県後期高齢者医療広域連合 前橋市大渡町一丁目10番地7 電話番号 (027) 256-7171 見本

緑色の被保険者証です

75歳以上の人と、65歳以上で一定の障がいがある人には、新しい被保険者証を7月中旬に郵送します。

現在有効の「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「限度額適用認定証」をお持ちで、令和6年度も引き続き対象になる人については、後期高齢者医療被保険者証に同封して郵送します。

問い合わせ＝医療保険課医療助成係（☎44 - 8267）